

## 第3章 標準処理期間

申請に対する処分（許可等）に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

（標準処理期間）

**行政手続法第6条** 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

### 〈制度の解説〉

1 標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常必要となる標準的な期間のことです。ただし、申請の内容や申請件数の混み具合等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合も考えられます。

2 次のような期間は処理期間に算入されません。

（1）申請を補正するために要する期間

（2）行政庁又は経由機関の執務が行われない休日（日曜日、土曜日、12月29日から1月3日まで、国民の祝日に関する法律に定める休日）

（3）申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

（4）審査のために必要なデータを追加するための期間

松伏町では、標準処理期間を次のとおり定めています。

	条文	標準処理期間
開 発 許 可	法29条	28日
変 更 の 許 可 等	法35条の2	21日
完了公告前の建築制限等	法37条	6日
予定建築物以外の建築等の制限	法42条	7日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法43条	22日
許可に基づく地位の継承	法45条	11日
適合証明発行	規則60条	22日